第６回条例検討会（福祉／医療／その他分野検討グループ）議事録【確定】

日　時：平成 26 年 11 月 21 日(木)　19:00～21:00
場　所：新潟市役所本館対策室
出席者：熊倉グループ長、金子委員、白柏委員、田中委員、桝屋委員、金子進行役
欠席者：なし
関係課：平澤保育課長補佐、堀内こども未来課長、高井保健所保健管理課長、佐藤広聴相談課長、加藤こころの健康センター精神保健福祉室主査、大倉障がい福祉課制度改革推進係長

福祉分野

２.「合理的配慮の不提供」と考えられる募集事例

○　差別事例をなくす対応策（事務局案）

≪未然防止策≫

①　条例に「合理的配慮の不提供」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る

②　市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う

③　福祉従事者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する

④　福祉従業者が，各障がい者の障がい特性に応じた配慮を行う

≪事後対応策≫

⑤　相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う

○　委員意見など

・障がい者であっても，人より才能のある所を見つけ，そこを最大限生かす。

・障がいがあっても可能な作業やプログラムを組み入れるべき。

・コミュニケーションが困難な障がい者への対応について，作業所職員等への教育や指導を徹底するなどし，対応可能な職員を養成する。

・コミュニケーションと笑顔の領収書が取れなければ，サービス提供とは言えない。

・不当な扱いがあった場合は，総合支援法上の苦情解決システムや行政監査を活用する。

・できないという事が，どういう心境になるのかを職員に指導するべき。

・看護師が導尿を断ったケースは，職務放棄。医師会へ情報提供，研修依頼などすべき。

・事業所で対応できないケースがあれば，説明したうえ適切な施設へ案内する。

・福祉避難所はマニュアルや基準を作成しておくべき。

【市に関連する事例】

・【資料 1】に基づき説明。

３．その他の募集事例

○　委員意見など

・障がい者手帳の表紙を統一すべき。

・人権意識が欠如している。障がい者に対するリスペクトが足りない。

・障がい（者）の特性，特徴を知らない。

・障がい者に対する接し方を指導，教育する。

・見た目では障がい者と分からない方も多い。当事者の困惑に沿った対応ができるよう教育する。

・障がい特性に沿った手厚い補助制度を作るべき。

・啓発

医療分野

１．障がいを理由とした差別的取扱い

○　差別事例をなくす対応策（事務局案）

≪未然防止策≫

①　条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る

②　市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う

③　医療機関に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する

④　本人及びその保護者に適切な説明を行う

≪事後対応策≫

⑤　相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う

（１）障がいを理由として医療の提供を拒むこと

○　委員意見など

・手術の拒否事例について，術後の安静が保てないと予測される場合，手術を断念せざるをえないケースもある。

・背景が分からないと，差別的取扱いなのか分からない。

・専門家は，具体的な対応策を作り出す責任がある。

・障がい者団体や医師会への通報。

・他の医療機関へ回されるケースは，（医療上の理由で）対応できないという説明が足りないことから，誤解が生じているケースもあるのではないか。

・障がいの種類や程度によって適する医療機関があるとすれば，転院の提示はむしろ適切なのではないか。

・言葉の発し方によって差別と捉えられてしまうケースもある。（差別的発言は論外）

・障がい者に対する治療のノウハウがある病院に学ぶよう指導，教育する。

（２）障がいを理由として医療の提供を制限すること。

事例なし

（３）障がいを理由として医療の提供に条件を付けること

○　委員意見など

・子どもではないのに家族にも診察室に入るよう指示されたケースでは，障がいの有無に関わらず家族にも病状を聞いてもらうことは意義がある場合もある。

・注射や採血など基本的医療行為は別として，痛みを伴う検査（胃カメラなど）などを安全に施行するには，体制の整った病院を選ぶ方がより良いのではないか。

・対応可能な医療機関を公表すべき。（県の医療計画に任意的記載事項として記載する）

２.「合理的配慮の不提供」と考えられる募集事例

○　差別事例をなくす対応策（事務局案）

≪未然防止策≫

①　条例に「合理的配慮の不提供」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る

②　市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う ③　医療関係者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する ④　医療関係者が，各障がい者の障がい特性に応じた配慮を行う ≪事後対応策≫ ⑤　相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う

○　委員意見など

なし

３．その他の募集事例

○　委員意見など

・誤解や偏見をもった会社に対しては，適切な対応を行うよう指導，教育を行う。 ・悪質な会社は公表したり，罰金等を科す。

その他

○　委員意見など

・盲導犬には徹底的な訓練が施されていることを周知する。 ・障がい者が免許を取得する際は，条件付免許で取得できたり，改造費の助成がある。 ・日本より外国の方が配慮が行き届いている。 ・新潟市は，ユニバーサルデザインのトイレや駅等のバリアフリー化が遅れている。 ・（警官不在時に使用する）交番の電話は，聴覚障がい者が手話，筆談を行えるようテレビ電話にする。 ・社会的貢献事例を積み重ね，情報を共有化する。 ・（川崎委員が提言している）差別解消推進員及び差別解消推進委員会を設置する。